

随想「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第48回 自民党の改正草案検証 (その6)

日本のジャーナリズムに戦争を防ぐ力は無い

1. 太平洋戦争は、メディアが煽りたてた結果だ

太平洋戦争は軍部の独走の結果だと決めつけている者も多い。しかしそれは極めて一面的である。実際は国民がそれを支持し、さらにマスコミが煽りたてたことが重要な要因であった。煽りたてた中心は、今の三大紙の朝日、毎日(当時は東京日日新聞、読売であった)。

煽りたてることにより部数を伸ばし、1931年ころは三紙合計で400万部であったが満州事変以降急増し、37年の日中戦争勃発時には700万部近い状況となり、41年の太平洋戦争開始時には800万部を超えていた。

31年6月、中村大尉殺害事件が満州興安嶺で起きたが、新聞は一斉に「支那軍の暴挙」と書きたて、国民はそれを読んで激昂した。これが満州事変への導火線となり、関東軍参謀石原莞爾の行動をやさしくしたといえる。中村事件の公表からほぼ1ヶ月後の31年9月18日、柳条溝事件が起きたのだ。

満州事変勃発時、毎日は最も強硬に軍の行動を支持した。朝日は当初消極論であったが国民の不買運動を招き、10月12日までに積極論に転換していった。当時の編集局長緒方竹虎は軍と積極的に接触していたという。この後はひたすら軍に追従していった。

32年の515事件でも、三大紙はこぞって大義のためにやった「義挙」とそれを称えた。犬飼毅首相はテロに倒れたが、国民も三大紙も515事件を支持した。当時、犬飼首相の

妻が米を近所に買いに行っても売ってもらいえなかったという。このことを後に娘の犬飼道子が語っているが、この時の国民は、被害者の犬飼首相は非国民という意識だったのだろう。テロの首謀者の刑罰も驚くほど軽かった(禁固4年。後に恩赦で釈放)。

33年3月の国際連盟のときも同じであった。各社はこぞって脱退を煽り、在京9社が脱退支持の声明を出すまでした。そして脱退して帰ってきた松岡洋介以下の使節団を、多くの民衆が横浜港で熱狂的に迎えたのだ。

三大紙は、このように一致して武力行使を支持し、国民も軍事行動に熱狂した。それでも地方紙には、軍国化に反対する気骨のある者もあった。33年8月、信濃毎日新聞の主筆桐生悠々が、「関東防空大演習を嗤う」という記事を掲載した。だが読者が不買運動を起こし、桐生は辞めざるを得なくなった。それが当時の日本であった。

1925年からラジオ放送が始まったが、これも国民を戦争に駆り立てた。徐州陥落を実況中継するなど戦争を積極支援したのだ。当時、社団法人日本放送協会総裁は近衛文麿であった。彼は自らラジオで演説し、35年には国体明徴運動を起こし、同じころ天皇機関説排撃運動を推進し、美濃部達吉を東大教授から放逐した。

第一次近衛内閣では国民精神総動員令を閣議決定し、38年4月施行した。40年10月、彼は大政翼賛会を創設し自ら総裁に就任した。この間彼は、ラジオというメディアをめい

っぱい活用したのだ。

そして、とどのつまりは開戦前夜の雰囲気醸し出したのである。マスコミを先頭に反米報道一色となり、政府の開戦を煽りたてたのだ。

明治期のジャーナリズムは旧幕臣が中心であり、政府や軍に対して反対の論陣を張っていた。自由民権運動の推進役でもあった。それが昭和期には国民を煽りたてて戦争に向かわせた。そして忘れてならないことは、煽りたてた三大紙もラジオも、敗戦で消滅することなくそのまま現在も存続していることである。リセットしたドイツとは全く違っているのだ。

存続したマスコミは、戦前と同じく部数が出る方向しか書かない。同時に、政治家や有力広告主の顔色を窺っている。そのマスコミの未熟さを露骨に証明する事件が起きた。それは94年6月の松本サリン事件である。河野義行さんを犯人に仕立てるために、全マスコミが一致協力したあの姿は忘れられない。部数が出ればその方向に突っ走るあの姿は、マスコミが戦前から大して進歩していないことを暴露してしまったといえよう。

今の日本のマスコミは、戦争に向かう方向が最も部数が増えると思われるが、間違いなく国民を煽りたてるはずだ。

2. 今でも、日本には本物のジャーナリストがいない

ジャーナリストは、市民が現在の社会を理解し、どの方向に進むべきかを考えるための必須の情報を提供

する極めて重要な存在である。立法、行政、司法という三権に加え、ジャーナリズムを第四権と評する者もいるほどジャーナリズムの存在は大きい。しかし、日本には本物のジャーナリストが極めて少ない。

本物のジャーナリストは、ジャーナリストとしてその良心に従って書くべき記事を書く者である。他方、マスコミの管理職は、経営的な観点からいかに部数を増やすかを考え、それに役に立つ記事をもとめる。マスコミの管理職と本物のジャーナリスト間では、書くべき記事で対立する危険は常に存在し、それは宿命と言つてよい。

ところが日本では、マスコミ志望の学生は多くても、その大部分はマスコミに入っても単なるマスコミのサラリーマンで満足し、年功序列に甘んじて終身雇用を願い、最後には管理職になることを夢見る。要するに本物のジャーナリスト志望ではなく、マスコミのサラリーマンに過ぎないのだ。

本物のジャーナリストは書くべき記事で管理職と衝突することを恐れない。衝突した時には、書きたい記事が書けないところからは去り、書けるところに移る。本物のジャーナリストが目指すのは、すぐれた記事を書き、ジャーナリストとして名を残すことであり、管理職になることではない。

例えばニューヨークタイムスでは、新卒は僅少であり、大卒が他社でキャリアを積んだ後、5〜10年後に入社してくるという。記事も、名前を明らかにする調査記事が重要であり、

これを書くことを仕事の誇りとする。そして、自分の書きたい記事が書けないと思えば、書けるところに当たり前の如く移っていくのだ。

そこでは、年功序列や終身雇用とは無縁である。欧米の記者は、このように小さな新聞社、通信社からキャリアをスタートし、渡り歩いて実力を付け、本物のジャーナリストを目指すのだ。

3. 記者クラブは戦時体制の遺物

日本の記者クラブは他の国にない特殊な世界だ。外国人ジャーナリストが来日して、びっくりするという。そこは閉鎖的集団で加盟社を制限し、出入りの自由は乏しい。その結果外人記者加入問題を起こしたりする。

各界の発表はここでおこなわれるのが原則である。情報は容易に取れるが、一方的だし一律だ。取材競争が大幅に削がれ、その結果、紙面はどこも同じようになる。

欧米では記者クラブは単なる親睦団体にすぎない。しかし、日本ではこのようにギルドのような役割を果たすものであり、自らを役所の下部機関に位置付け、タテの秩序の一つとなっている。

日本の記者クラブの歴史は1880年代にさかのぼる。当初は官尊民卑の中で、集団で取材を申し込む必要があり、そのためクラブが必要になったようだ。強力な役所に対抗する力を確保するため、スタートしたのである。

大正デモクラシーの時代は新聞の黄金時代と言われ、かなりの数の記

者クラブがあり、反骨の砦となったようだ。これは言論の自由が育った結果でもあった。

ところが昭和に入ってから、この記者クラブが逆に統制の手段として悪用されるようになった。41年の総動員令の中で1官庁1クラブ体制が出来上がり、政府が発信する情報は記者クラブを通して行われるようになった。今の記者クラブの原型がこの時出来る。同時に、軍国主義の中で、官製情報の都合のよい導管の役割を果たすこととなったのだ。

戦後その記者クラブは、その機能を本質的に変えることなく今に至っている。これが現代社会の悲劇である。戦時体制の中で出来上がったシステムが多くがいまだに生き残っている例は多いが、記者クラブもその一例なのだ。

2009年、亀井静香が金融庁の大臣に就任した時に記者クラブのオープン化をしようとしたところ、記者達が猛反発した。記者たちの自浄能力は全く期待できないのだ。

記者クラブの存在と裏腹の問題であるが、日本の記者は、記者クラブ以外の情報を取るため、役所側や政治家との個人的付き合いに熱心である。その結果日本では、特ダネも役人や政治家の意図的なリークがネタとなり、本当に書くべきことについては、書かない記者ほど信用されるという情けない現象が生じている。

その結果、官僚制度の本質的な問題点や社会システムの真相に食い込むような調査報道は、日本では期待できないこととなる。

日本は中国よりも閉鎖的で、中国

のほうが政府批判をするという意見を聞いたことがあるが、ある面では真実であろう。日本に本物のジャーナリストがいれば、福島第一原発の放射能放出事故は起きなかつたではなからうか。原発に対する地震や津波に対する対策が不十分であることは、かなり以前から指摘されていた。しかし、それを深く掘り下げ、広く一般的な議論に拡大するジャーナリストがいなかつたのだ。東電に立ち向かえる本物ジャーナリストもマスコミも、今の日本には存在しないというのが偽りのない真実である。

東電にさえ立ち向かえないのだから、戦争に向かう勢いにも対抗できないであろう。

この原稿を書いている現在、大方の反対を押し切って特定秘密保護法案が成立しそうである。マスコミは一応は反対のポーズをとっている。しかし、本音では、この法律を歓迎しているのではないか。これを真相に近づかないことのエクスキューズに使えるからである。



金子博人
(かねこ・ひろひと)

金子博人 法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本フレイムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。